

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

萩市長 あて

報告者 住所
(伐採者) 氏名
連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき、次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

萩市大字	字	番地
------	---	----

2 伐採の実施状況

伐採面積	ha (うち人工林 ha)		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
	森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無: 有・無		
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材の幅員・延長	幅員 m、延長 m		

3 備考

--

<注意事項>

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、少数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

萩市長 あて

報告者 住所
(造林者) 氏名
連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき、次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

萩市大字	字	番地
------	---	----

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	TF委託 委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	— 本		

3 備考

--

<注意事項>

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には「植栽」又は「人工播種」の別を、天然更新による場合には「ぼう芽更新」又は「天然下種更新」の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、少数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種(「その他広葉樹」でも可)を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

伐採及び伐採後の造林の状況報告書の留意事項

伐採及び伐採後の造林届出書を提出する際は、届出書記載の注意事項のほか、以下の点に留意すること。

【共通】

- 1 報告者が法人等の場合は、備考欄に担当者の氏名・連絡先を記載すること。
- 2 位置図又は箇所図は添付不要とする。

【伐採に係る森林の状況報告書】

- 1 間伐又は伐採跡地を森林以外に転用する場合も提出すること。
- 2 提出日は、伐採後30日以内とすること。ただし、間伐にあつては「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出は不要とする。
- 3 報告者は、伐採及び伐採後の造林の届出書の届出人(伐採者)とすること。
- 4 伐採の完了日欄には、実際に伐採が完了した日を記載すること。
- 5 伐採跡地を森林以外に転用する場合は、その用途及び時期を備考欄に記載すること。
- 6 相続等を原因として森林所有者が代わっている場合は、その相続等の情報を備考欄に記載すること。
- 7 伐採後の写真を添付すること。

【伐採後の造林に係る森林の状況報告書】

- 1 間伐は提出不要とする。
伐採跡地を森林以外に転用する場合は提出不要とする。ただし、伐採の終了した日から5年後において転用されていない場合は、造林計画書に基づく造林を行ったうえで提出すること。
提出日は、人工造林の場合にあつては造林後30日以内、天然更新で造林計画書の造林期間の末日において天然更新が図られている場合にあつてはその日から30日以内、天然更新で造林計画書の造林期間の末日において天然更新が図られていない場合にあつてはその日から2年以内に造林を実施し、造林の完了後30日以内とすること。
- 3 報告者は、伐採及び伐採後の造林の届出書の届出人(造林者)とすること。
- 5 造林の完了日欄には、人工造林の場合にあつては実際に造林が完了した日を、天然更新の場合にあつては伐採した日の翌年度から5年後の年度の末日を記載すること。
天然更新の場合であつて、伐採から5年後(造林計画書の天然更新の期間の末日)において的確な天然更新がなされていない場合は、その後2年以内に造林を実施し、その実施状況を人工造林欄に記載した状況報告書を提出すること。
- 6 相続等を原因として森林所有者が代わっている場合は、その相続等の情報を備考欄に記載すること。
- 7 造林後又は天然更新後の写真を添付すること。
- 8